

## 独立行政法人国立女性教育会館の個人情報開示の手数料等に係る規程

平成17年4月1日  
制 定

### (目的)

第1条 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項の電磁的記録についての開示の方法に関する定め、法第89条第3項及び第4項の手数料に関する定め及びその他必要な事項は、この規程の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、法人文書とは、会館職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、会館職員が組織的に用いるものとして、会館が保有しているものをいう。ただし、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項各号に掲げるものを除く。

2 この規程において、特定個人情報とは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定される番号をいう。）をその内容に含む個人情報をいう。

### (法人文書の開示実施の方法)

第3条 文書又は図画の閲覧の方法は、当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項に定める文書又は図画の写し）で行う。

2 文書又は図画の写しの交付の方法は、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に複写したもので行う。

3 電磁的記録についての法第87条第1項の開示の方法は、会館がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもので行う。

イ 当該電磁的記録をA3以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えつけられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る（以下「フロッピーディスク」という。）。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る（以下「CD-R」という。）。）に複写したものの交付

### (手数料の額等)

第4条 法第89条第4項の手数料の額は、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存年限が1年以上のものであって、当該保存年限を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料は、現金により納付（納付場所は総務課）するものとする。

4 法人文書の開示を受ける者は、郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

5 特定個人情報の開示請求については、理事長は経済的困難により開示請求者に手数料を納付する

資力がないと認めるときは、当該手数料を免除すること（以下「手数料の免除」という。）ができる。

- 6 手数料の免除を申請（以下「手数料の免除申請」という。）しようとする者は、別紙様式 22（手数料の免除申請書）により理事長に申請しなければならない。
- 7 理事長は、手数料の免除申請に係る手数料の免除をするときは、その旨の決定をし、手数料の免除申請者に対し、その旨を別紙様式 23（手数料の免除をする旨の決定通知書）により通知しなければならない。
- 8 理事長は、手数料の免除申請に係る手数料の免除をしないときは、その旨の決定をし、手数料の免除申請者に対し、その旨を別紙様式 24（手数料の免除をしない旨の決定通知書）により通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。

令和〇年〇月〇日

## 開示請求に係る手数料の免除申請書

独立行政法人国立女性教育会館理事長 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人国立女性教育会館の個人情報開示の手数料等に係る規程第 4 条第 6 項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

### 記

1 開示を請求する保有個人情報

2 免除を求める理由

- ① 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 1 条第 1 項第〇号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。
- ② その他

（注） ①又は②のいずれかに〇印を付してください。

①に〇を付した場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に〇を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

<本件連絡先>

独立行政法人国立女性教育会館総務課人事・企画係

電話：0 4 9 3 - 6 2 - 6 7 1 9

F A X : 0 4 9 3 - 6 2 - 6 7 2 2

e-mail: admindiv@nwec.jp

国女総第〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

## 開示請求に係る手数料の免除決定通知書

(開示請求者) 殿

独立行政法人国立女性教育会館理事長

印

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、独立行政法人国立女性教育会館の個人情報開示の手数料等に係る規程第4条第5項に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

### 記

対象となる保有個人情報の名称

#### <本件連絡先>

独立行政法人国立女性教育会館総務課人事・企画係

電話: 0493-62-6719

FAX: 0493-62-6722

e-mail: admindiv@nwec.jp

国女総第〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

## 開示請求に係る手数料の免除の不許可について

(開示請求者) 殿

独立行政法人国立女性教育会館理事長

印

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、独立行政法人国立女性教育会館の個人情報開示の手数料等に係る規程第4条第5項に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

### 記

- 1 対象となる保有個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

(注)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立女性教育会館に対して審査請求をすることができます。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立女性教育会館理事長を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

独立行政法人国立女性教育会館総務課人事・企画係

電 話: 0493-62-6719

F A X: 0493-62-6722

e-mail: admindiv@nwec.jp